

意見募集要項

1 意見募集対象

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の政令で定める日等を定める政令案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)に掲載します。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メールを利用する場合

- ・ 件名を「国家公務員法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の政令で定める日等を定める政令案に対する意見」としてください。また、意見については電子メール本文に直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル又はマイクロソフト社 Word ファイル）として提出してください。
- ・ なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MB となっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送する場合

- ・ 併せて、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合、光ディスク等の条件は次のとおりです。
 - 光ディスク：コンパクトディスク
 - ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Word ファイル
 - 光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを添付してください。
- ・ なお、送付いただいた光ディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

(3) FAX を利用する場合

- ・ 担当に電話連絡後、送付してください。

- ・ なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成21年3月23日（月）午前10時（必着）

（郵送の場合も、平成21年3月23日（月）必着とします。）

5 留意事項

- ・ 意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する際に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

6 問合せ先・意見提出先

（職員の退職管理に関する政令の関係規定の整理・今後の予定等について）

総務省人事・恩給局公務員高齢対策課

電話番号：03-5253-5255 FAX 番号：03-5253-5216

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電子メールアドレス（総務省、内閣官房及び内閣府共通）：@soumu.go.jp

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の関係規定の整理について）

総務省行政管理局独立行政法人・特殊法人総括

電話番号：03-5253-5314 FAX 番号：03-5253-5309

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

（国家公務員法等の一部を改正する法律附則第4条関係について）

内閣官房再就職審査担当室

電話番号：03-3581-9739 FAX 番号：03-5512-2915

住所：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

（国家公務員法等の一部を改正する法律附則第5条関係について）

内閣府大臣官房臨時再就職等監視担当室

電話番号：03-6268-7657 FAX 番号：03-6268-7659

住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省人事・恩給局公務員高齢対策課
総務省行政管理局独立行政法人・特殊法人総括
内閣官房再就職審査担当室
内閣府臨時再就職等監視担当室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の政令で定める日等を定める政令案に関し、別紙(注2)のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A 列4番としてください。また、別紙にはページ番号を記載してください。